

確定入所順位 1 の方を入所候補者としない場合の考慮基準
(規則第 7 条第 2 項関係)

- 1 確定入所順位 1 位の入所待機者が経管栄養摂取者であって、当該入所待機者が入所した場合、特別養護老人ホームに占める経管栄養摂取者の割合が、入所定員の 2 割を超えることとなる場合
- 2 確定入所順位 1 位の入所待機者が要介護度 3 以下の者であって、当該入所待機者が入所した場合、特別養護老人ホームに占める要介護度 4 以上の者の割合が、入所定員の 6 割 5 分に満たないこととなる場合
- 3 多床室居室に入所する場合で、当該居室における既入所者の性別と確定入所順位 1 位の入所待機者の性別が異なり、同室に入所することが適当でないとい認められる場合
- 4 確定入所順位 1 位の入所待機者が常時の医療行為を必要とする者であって、当該入所待機者が入所した場合、必要な医療行為を受けることができなくなると認められる場合
- 5 確定入所順位 1 位の入所待機者が極めて頻繁に医療機関の受診を必要とする者であって、当該入所待機者が入所した場合、必要な医療機関の受診をさせることができなくなると認められる場合
- 6 確定入所順位 1 位の入所待機者が精神疾患、認知症等により著しい行動異常がある者であって、当該入所待機者が入所した場合、暴力、乱暴な言動等により他の入所者に迷惑を及ぼすことが明らかに予見される場合
- 7 確定入所順位 1 位の入所待機者が短期入所生活介護事業所又はデイサービスセンター（組合が設置するものに限る。）に対して、利用料を滞納している者であって、次条第 5 項に規定する入所決定通知書の施行日の前日までに当該滞納額の全額を支払う見込みがない場合